

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項の規定により，指定納付受託者を指定したので，同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 1 日

伊丹市自動車運送事業管理者 森 脇 義 和

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

（事業者）

名称：三井住友カード株式会社

事務所の所在地：大阪府中央区今橋 4 丁目 5 番 1 5 号

（事業者）

名称：株式会社ジェーシービー

事務所の所在地：東京都港区南青山 5 丁目 1 番 2 2 号

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等

クレジットカード決済端末を利用して納付する定期料金及び手数料

3 指定をした日

令和 8 年 9 月 1 日